

山口県報

平成21年
2月27日
(金曜日)

目次

告示

救急病院等でなくなった医療機関(地域医療推進室)……………一

救急病院の認定(地域医療推進室)……………一

保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知の要旨及び揭示場所(森林整備課)……………一

道路の区域の変更(道路整備課)……………二

道路の供用の開始(道路整備課)……………三

宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三

熊毛都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………四

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)……………四

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)……………八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………八

土地改良区役員(届出)(農村整備課)……………八

県営清末地区湛水防除事業計画書の縦覧(農村整備課)……………八

選管告示

直接請求に必要な権者の数……………九

山口県告示第七十七号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第



一項に規定する病院及び診療所でなくなった。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

名称	医療法人社団康香会しげおか病院	所在地
	萩市大字今古萩町三〇の一	
	三隅外科・胃腸科	山口市小郡下郷一二二四の二

山口県告示第七十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

名称	山口県厚生農業協同組合連合会滝部病院	所在地	認定が効力を有する期限
	萩むらた病院	萩市大字今古萩町三〇の一	平成二三、六、一八
	岩国市医療センター医師会病院	岩国市室の木町三丁目六番二二号	七、二三
	岩国市立錦中央病院	錦町広瀬一〇七二の一	八、九
	岩国市立美和病院	美和町洪前一七七六	平成二四、三、一九

山口県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 保安林として指定された目的
 変更に係る指定施業要件
 森林所有者又は登記した権利を有する者
 氏名又は名称

萩市大字中小川字堂ノ浴	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	片山久夫の相続人
四六二	"	"	"
四六四	"	"	"
六六	"	"	"
六六	"	"	"
七六	"	"	"
一三七六	"	"	"
上二五四三	"	"	"
"	"	"	"
一五四四	"	"	"
東一五八四	"	"	"
二	"	"	"
萩市役所	"	"	"

山口県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十一年二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
 路線名 四九一号
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
下関市菊川町大字榑崎字西ノ原七六一の地先から	同市菊川町大字榑崎字折口七六八の地先まで	新	最狭 一〇八・一	六四・〇	道路改良工事の完了による。
最狭	一一六・九〇	旧	最狭 一一六・九〇	六六・〇	完了による。

道路の種類 県道
 路線名 下関長門線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
下関市菊川町大字日新字新田六八地先から	同市菊川町大字榑崎字西ノ原七六七の地先まで	新	最狭 二七・七〇	一、三五四・七	一般国道四九一の道路の区域(重用)
最狭	一一〇・四〇	旧	最狭 四七・〇	四七・〇	一般国道四九一の道路の区域(重用)
下関市菊川町大字日新字新田六八地先から	同市菊川町大字榑崎字折口七六八の地先まで	新	最狭 四一三・四	九八六・二	道路改良工事の完了による。
最狭	一一九・九〇	旧	最狭 七二・八	七二・八	一般国道四九一の道路の区域(重用)

道路の種類 県道
 路線名 萩川上線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
萩市川上字飛石三三七八の一〇地先		新	最狭 二二・七	六六・六	道路改良工事の完了による。
最狭	一一六・〇〇	旧	最狭 一〇五・二	六六・六	

道路の種類 県道
 路線名 宇賀山陽線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市菊川町大字榑崎字西ノ原七六一の四地先から 同市菊川町大字榑崎 同字七六一の四地先まで 及び 下関市菊川町大字榑崎字西ノ原七六一の四地先から 同市菊川町大字榑崎 同字七六一の四地先まで	最狭 三・一八・四 最広 一・〇九・七	最狭 一・四八・二 最広 一・〇九・七	四一・五	四一・五	一般国道四九一 号の道路の区域 (重用)
	最狭 三・一八・四 最広 一・〇九・七	最狭 一・四八・二 最広 一・〇九・七			
同市菊川町大字榑崎 同字七六六の四地先まで	最狭 三・一八・四 最広 一・〇九・七	最狭 一・四八・二 最広 一・〇九・七	四一・五	四一・五	一般国道四九一 号の道路の区域 (重用)
同市菊川町大字榑崎 同字七六六の四地先まで	最狭 三・一八・四 最広 一・〇九・七	最狭 一・四八・二 最広 一・〇九・七			

山口県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四九一号	下関市菊川町大字榑崎字西ノ原七六一の四地先から 同市菊川町大字榑崎字折口七六八の四地先まで	平成二十一年三月二日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下関長門線	下関市菊川町大字日新字新田六八八の四地先から 同市菊川町大字榑崎字折口七六八の四地先まで	平成二十一年三月二日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 萩川上線	萩市川上字飛石三三七八の二〇地先	平成二十一年二月二十八日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 宇賀山陽線	下関市菊川町大字榑崎字西ノ原七六一の四地先から 同市菊川町大字榑崎 同字七六六の四地先まで	平成二十一年三月二日

山口県告示第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
宇部・阿知須公共下水道組合
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業宇部市、阿知須町公共下水道事業施行期間
- 三 事業施行期間
平成三年八月二日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波

山口県告示第八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、熊毛都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
熊毛都市計画公園事業三・三・四高水近隣公園
- 三 事業施行期間
平成十四年五月十四日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
周南市大字樋口



(六〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年四月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 クレフイオ
代表者の氏名 原田 弘義
主たる事務所の所在地 宇部市大字妻崎開作八五八番地の一定款に記載された目的
三 定款に記載された目的
地域に根ざしたスポーツクラブとなることを目指して地域社会に対しサッカー競技の普及及び発展に関する事業を行うことにより、スポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与すること。

(六一) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

医療機関名称	所在地	療の種類	指定年月日
大野薬局	下関市幡生本町一番一三	精神通院医療	平成一九、三、一
有限会社吉村薬局	伊倉町二丁目一番七号	自立支援医療	"
タカサキ薬局長府店	長府江下町五番八号	"	"
マエダ薬局	彦島本村町六丁目一六番一六号	"	"
きさらぎ薬局	安岡駅前一丁目四番二号	"	"
アカダ薬局羽山店	羽山町二〇番二二号	"	"
有限会社アカダ薬局新下関	秋根南町一丁目二番七号	"	"
アカダ薬局	新坂田南町一丁目一三番一〇号	"	"
畑薬局アカダ店	新坂田東町二丁目二番一七号	"	"
ミドリ薬局	山の田本町一番一七号	"	四、
アカダ薬局才川店	長府才川二丁目二番八号	"	"
有限会社さつき薬局	豊北町大字阿川三七九五の三	"	"
あすなる薬局	小月茶屋二丁目一番一八号	"	"
すみれ薬局垢田店	垢田町一丁目二〇番七号	"	五、
しらゆり薬局	上新地町三丁目一番一号	"	"

アイテル薬局幡生店	幡生本町六番五号	〃	〃	〃
下関中央薬局	山の口町一一番四号	〃	〃	〃
大学堂薬局梶栗店	梶栗町三丁目七番一号	〃	〃	〃
湯玉駅薬局	豊浦町大字宇賀七四三七の二	〃	〃	〃
きふね薬局	貴船町二丁目三番一九号	〃	平成二〇、	一、
かわさき薬局	小月駅前二丁目二番四五号	〃	〃	三、
日本調剤豊浦薬局	豊浦町大字小串八の二一六	〃	〃	四、
豊浦薬剤師会支援センター薬局	〃 八	〃	〃	五、
岡村薬局滝部店	豊北町大字滝部三三九九の一二	〃	〃	七、
かわさき薬局駅前店	小月駅前二丁目五番八号	〃	〃	〃
川棚薬局	豊浦町大字川棚七二八七の一	〃	〃	一、
はまゆう薬局	本町二丁目一番一八号	〃	〃	〃
のはら薬局	宇部市野原一丁目五番一号	〃	平成一九、	三、
山本薬局	居能町三丁目一番二八号	〃	〃	〃
レインボー薬局	恩田町二丁目二四番一号	〃	〃	〃
浜坂薬局	大字西岐波一二三四の四	〃	〃	〃
サコタ薬局	松島町二番三三	〃	〃	〃
ひばり薬局	東琴芝二丁目四番一七一一号	〃	〃	七、
そごう薬局宇部新川店	上町二丁目四番二八号	〃	〃	九、
小羽山薬局	南小羽山町二丁目一九番一五号	〃	平成二〇、	三、
新下薬局藤曲店	東藤曲二丁目五番一三三号	〃	〃	四、

グローバル薬局	大字妻崎開作五〇二の二	〃	〃	〃
西田薬局	大字東岐波一一〇	〃	〃	〃
かめうら薬局	亀浦一丁目二番一九号	〃	〃	〃
ハート薬局	大字東岐波五四六七の一	〃	〃	〃
山一薬局立小路店	山口市下堅小路一〇八	〃	平成一九、	三、
山一薬局大内店	大内矢田九一〇の	〃	〃	〃
ファイブ薬局	湯田温泉一丁目五番二六号	〃	〃	〃
ヤマネ薬局	平井八二二の七	〃	〃	〃
オオタ薬局	小郡上郷三三三三の三	〃	〃	〃
新町薬局	〃 三二七七	〃	〃	〃
こころ薬局	矢原町三一	〃	〃	〃
おおそら薬局	赤妻町三番七号	〃	〃	〃
みき薬局山口店	桜島二丁目六番六号	〃	〃	〃
ピオス薬局吉敷店	吉敷三九七四の三	〃	平成二〇、	四、
ピオス薬局平川店	平井一四三九の一	〃	〃	〃
クローバー薬局	阿知須一一九八の	〃	〃	〃
花咲薬局	大内矢田三〇の六	〃	〃	〃
さくら薬局	後河原四七の二	〃	〃	〃
東郷薬局東田町店	萩市大字東田町二二	〃	平成一九、	三、
だいたい薬局	大字椿東四一六二の一四	〃	〃	〃
あおば薬局	大字熊谷町三六	〃	〃	〃
宮田薬局	防府市大字新田一五三二の三	〃	〃	〃
ムディカルドラッグピステイィ店	酢貝六番七号	〃	〃	〃
有限会社ヘイワ薬局	天神一丁目一〇番二五号	〃	〃	〃
昭和薬局	八王子一丁目二四番一八号	〃	〃	〃

三栄堂薬局	石が口一丁目四番一七号	"	"	"	"	ひかる薬局周東店	一〇の二	周東町下久原二四	"	"
石が口薬局	石が口二丁目二番三七号	"	"	"	"	ファミリー薬局	七番一五号	南岩国町三丁目一	"	"
めばえ薬局	三田尻二丁目二番二二二号	"	"	"	"	成和薬局高水前店	番一三三	尾津町二丁目二三	"	"
ムーン薬局高井店	大字高井六九三の二	"	"	"	"	レインボー薬局	光市浅江三丁目一七番二〇号	室積中央町三四五五の四	"	"
えびす薬局	八王子二丁目七番四号	"	"	"	"	トータス薬局光店	島田六丁目一三番二七号	島田六丁目一三番二七号	"	"
星薬局	下松市大手町二丁目四番二二二号	"	"	"	"	かなえ薬局	長門市仙崎二八三の四	三隅中三二九三	"	"
ミント薬局	大字西豊井一四五二の二	"	"	"	"	よしず薬局	東深川一三八四の	一八九七の	"	"
ゆうぎ薬局	青柳二丁目三番一	"	"	"	"	みずず薬局	八ト薬局	油谷新別名九九六	"	"
ひまわり薬局下松店	望町五丁目四番八号	"	"	"	"	ひとまる薬局	みのり薬局	柳井市ニュータウン南町二〇	"	"
あおい薬局	大字西豊井一三一七の二	"	"	"	"	シクマ薬局	ひとまる薬局	伊保庄五六二の一	"	"
すみれ薬局	四の二〇 一四〇	"	"	"	"	しらかべ薬局	ドレミ薬局	南町七丁目一番	"	"
有限会社マリフ薬局	岩国市麻里布町三丁目二〇番一六号	"	"	"	"	有限会社すみれ薬局	有限会社すみれ薬局	中央三丁目一四番二	"	"
有限会社鞍掛薬局	玖珂町五〇四九の一	"	"	"	"	大内薬局	大内薬局	周南市大内町八番四号	"	"
石橋薬局	車町二丁目六番二六号	"	"	"	"	桜木調剤薬局	桜木調剤薬局	桜木二丁目二番六	"	"
こぶし薬局	山手町一丁目一〇番三	"	"	"	"	補生堂漢方薬局岐山通り店	補生堂漢方薬局岐山通り店	岐山通三丁目六	"	"
あすか調剤薬局	麻里布町五丁目四番二六	"	"	"	"	有限会社水上薬局	有限会社水上薬局	新町二丁目九の三	"	"
有限会社美川薬局	美川町南桑二四〇九の二	"	"	"	"	ニコニコ薬局	ニコニコ薬局	新清光台二丁目一〇番二〇号	"	"
岩国さくら薬局	藤生町二丁目二三番五	"	"	"	"	第一薬局靴町店	第一薬局靴町店	靴町二丁目二三	"	"
そごう薬局中津町店	中津町一丁目一九番一七	"	"	"	"	きらきら薬局	きらきら薬局	大字久米三一九九	"	"
みき薬局	錦見六丁目一三番一〇	"	"	"	"	ひまわり薬局大神店	ひまわり薬局大神店	大神四丁目一番三	"	"
みどり薬局	今津町一丁目一五番一七	"	"	"	"				"	"

(六二) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、
 次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社オー	防府市大字田島三七一の六	訪問介護ステーション	防府市沖今宿一丁目一八番二〇号	居宅介護	平成二一、一
〃	〃	〃	〃	重度訪問介護	〃

(六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年十月十日山口県公告(三九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年二月二十七日から同年三月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(六四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
土地改良区	理事	隅野 克己	山陽小野田市大字増生一三六二の三
増生土地改良区	理事	秋本 拓治	平成町二番一号
〃	〃	河野 邦子	大字福田三二〇
〃	〃	木下 芳雄	大字増生一〇四六の一
〃	〃	村上 昭六	下関市松屋本町一丁目二番八号
〃	〃	藤本 一也	松屋東町二丁目五番二〇号
〃	〃	西村 直人	木屋川本町五丁目一五四の一
〃	〃	沢 徹	王喜宇津井一丁目五番九号
〃	監事	小野 恒夫	松屋上町三丁目一七三一
〃	〃	坂本 多旦	山陽小野田市大字増生三三九二

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
土地改良区	理事	山野 信之	防府市大字台道二〇六の三
防府市大道土地改良区	監事	山野 義	山陽小野田市大字増生三〇四〇
増生土地改良区	理事	槐原 建夫	下関市王喜宇津井一丁目七番四七号
〃	〃	吉岡 進	山陽小野田市大字増生七五四
〃	〃	大崎 憲二	大字福田八九八
〃	〃	福久 栄	大字増生五〇七
〃	〃	佐村 秀光	下関市松屋本町一丁目四番二一號
〃	〃	松村 長谷川仁広	松屋東町二丁目五番五号
〃	〃	奥賀 憲雄	王喜本町一丁目六番四号
〃	監事	仲田 正人	山陽小野田市大字福田四一三
〃	〃	堺 文成	下関市松屋本町三丁目四番六号

(六五) 県営清末地区湛水防除事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営清末地区湛水防除事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定

により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営清末地区湛水防除事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年三月二日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十一年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、三九四
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六九、九四五
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二六九、九四五
	大島郡選挙区 熊毛郡選挙区 下関市選挙区	〇六八 〇四三 〇三七 七九

県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	地方自治法第八十一条第一項	副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	県の教育委員会の委員の解職の請求
宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市選挙区 阿武郡選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区	一四 八、八〇、四、二、五、二、九、〇、七	一四 八、八〇、四、二、五、二、九、〇、七	二六九、九四五	二六九、九四五	二六九、九四五	二六九、九四五

平成二十一年二月二十七日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）